

大津市立児童館学生サポーター募集要項

1 趣旨

大津市立児童館(以下、「児童館」という。)では、0歳から18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助とその保護者への子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的に活動を実施しています。

児童館では、子どもにとって家庭や学校以外の地域における第三の居場所として、子どもの健全育成の環境づくりを進めています。そのために、子どもと年齢的に近い存在である大学生等(以下、「学生サポーター」という。)が、児童館の遊びの中で関わることは、子どもに寄り添った支援につながると期待しています。

については、児童館がその特性を生かし、地域における子どもの居場所として、機能や役割の強化を図るために、「学生サポーター」を募集します。

2 役割について

学生サポーターは、児童館において、児童館長及び児童厚生員の指示を受けながら、スポーツ活動や文化活動等をする子どもに遊びの友達として援助者的な関わりをします。

3 応募資格について

- (1) 18歳以上で、学校教育法の規定による大学、大学院等に在籍し、子どもと活動することが好きな方
- (2) 月に1日から2日(火曜日から土曜日まで)、1回の活動時間については1日のうち3時間以上とし、年度の末日まで継続して参加が可能な方
- (3) 以下の事項を遵守できる方
 - ア 子どもの健全育成に貢献するため、意欲的に活動すること
 - イ 活動により知り得た個人情報については、守秘すること
 - ウ 政治的及び宗教的に中立性を保持し活動すること
 - エ 学生サポーターの信用を損なわないよう活動すること

4 登録について

- (1) 学生サポーターの登録については、大津市児童館学生サポーター登録申請を書面(様式1)または、電子で登録申請を行ってください。
- (2) 登録期間は、登録年度の末日までとなります。翌年度、引き続き登録の希望をされる場合は、再度の面接を行い、登録の更新とします。

- (3) 登録期間内においても、本人の希望あるいは、児童館が本事業の趣旨に合わないと思える行為があったときは、登録を取り消すことがあります。

5 事前説明について

登録申請をした学生サポーターは、活動内容等の事前説明を受けてもらいます。その際、学生証の提示をいただきます。

6 その他

- (1) 活動の場所については、次の6つの児童館となります。
 - ア 小野児童館(水明一丁目37-1)
 - イ 堅田児童館(堅田二丁目1-11 北部地域文化センター2階)
 - ウ 坂本児童館(坂本六丁目33-19)
 - エ 皇子が丘児童館(皇子が丘一丁目9-10)
 - オ 膳所児童館(昭和町15-15)
 - カ 田上児童館(稲津一丁目14-30)
- (2) 活動場所及び日時については、児童館と学生サポーターとの調整の上、決定します。
- (3) 予算の範囲内において、謝礼とし、1回の活動につき、2,000円を支給します。なお、謝礼の支給に関して、債権者登録兼口座振替依頼書を提出いただきます。
- (4) 活動中のけが等の対応については、児童館が加入する「児童安全共済制度」の定めるところとなります。